

# 一般財団法人愛知県教育職員互助会定款

## 目 次

第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条）	2
第 2 章 目的及び事業（第 3 条～第 4 条）	2
第 3 章 資産及び会計（第 5 条～第 9 条）	2
第 4 章 評議員（第 10 条～第 13 条）	3
第 5 章 評議員会（第 14 条～第 28 条）	3
第 6 章 役員（第 29 条～第 49 条）	6
第 7 章 理事会（第 50 条～第 58 条）	10
第 8 章 会員（第 59 条）	12
第 9 章 事務局（第 60 条）	12
第 10 章 委員会（第 61 条）	13
第 11 章 定款の変更及び解散（第 62 条～第 64 条）	13
第 12 章 公告の方法（第 65 条）	13
第 13 章 雑 則（第 66 条）	13
附 則	13

# 一般財団法人愛知県教育職員互助会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人愛知県教育職員互助会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、愛知県職員の共済制度に関する条例(昭和29年愛知県条例第34号。以下「共済条例」という。)第1条の趣旨を実現し、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員並びにその親族の生活の安定と福祉の増進を図り、もって愛知県教育の振興発展に寄与することを目的とする。なお、会員とは第59条に規定する者をいう。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教育文化の振興に関する事業
  - 二 会員に対する共済事業(事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む。)等の福利厚生事業
  - 三 愛知県教育委員会が行う事務事業の受託事業
  - 四 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産の維持及び処分)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分し、又は担保に供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、その事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員12名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は職員を兼ねることができない。
- 3 評議員は、会員の中から選任するものとする。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員は、その職務遂行のために要した費用の実費の弁償を受けることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は共済条例上の運営審議会とする。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 監事の報酬の額
- 三 第8条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる書類の承認
- 四 定款の変更
- 五 残余財産の処分
- 六 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第189条第4項ただし書に掲げる事項を除き、第17条第4項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、第3項の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - 一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - 二 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
- 4 会長(第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、その評議員。次項において同じ。)は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面をもって、招集の通知を発しなければならない。
- 5 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により招集の通知を発することができる。
- 6 前2項の通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
  - 一 評議員会の日時及び場所
  - 二 評議員会の目的である事項
  - 三 前各号で定めるもののほか、法令で定める事項
- 7 前3項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

( 評議員提案権 )

第 18 条 評議員は、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日々の 4 週間前までにしなければならない。

第 19 条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項について議案を提出することができる。ただし、その議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案について評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りでない。

第 20 条 評議員は、会長に対し、評議員会の日々の 4 週間前までに、評議員会の目的である事項についてその評議員が提出しようとする議案の要領を第 17 条第 4 項又は第 5 項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案について評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合には、適用しない。

( 議長 )

第 21 条 評議員会の議長は、その都度、出席した評議員のうちから選出する。

( 決議 )

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 10 条又は第 29 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 決議の省略 )

第 23 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる評議員の全員がその提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

2 評議員及び債権者は、この法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 第1項の規定により評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時にその評議員会が終結したものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

第25条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りでない。

(評議員会に提出された資料等の調査)

第26条 評議員会においては、その決議によって、理事及び監事が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2 第17条第2項及び第3項の規定により招集された評議員会においては、その決議によって、この法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

(延期又は続行の決議)

第27条 評議員会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第17条第4項から第6項までの規定は、適用しない。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員のうちから、評議員会において選出された2名が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

3 評議員及び債権者は、この法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第1項の議事録が書面をもって作成されているときは、その書面又はその書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、その電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第6章 役員

(役員を設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3名以上9名以内

二 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 理事（会長及び副会長を除く。）は、共済条例上の委員とする。  
（役員を選任）

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。  
（理事の職務及び権限）

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  
（取引の制限）

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- 三 この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 民法（明治29年法律第89号）第108条の規定は、第1項の承認を受けた同項第2号の取引については、適用しない。  
（理事の報告義務）

第33条 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければならない。

（評議員による理事の行為の差止め）

第34条 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、この行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、この行為をやめることを請求することができる。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、公益目的支出計画が完了するまで公益目的支出計画実施報告書を監査する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 4 前3項に規定するほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(監事の理事会への報告義務)

第36条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席義務等)

第37条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第38条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事による行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(役員任期)

第40条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第29条第1項に定める人数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員の解任 )

第 4 1 条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

( 役員の報酬 )

第 4 2 条 役員は、無報酬とする。ただし、会員以外の監事に対しては、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員は、その職務遂行のために要した費用の実費の弁償を受けることができる。

( 役員又は評議員の損害賠償責任 )

第 4 3 条 役員又は評議員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第 3 2 条第 1 項の規定に違反して同項第 1 号の取引をしたときは、その取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第 3 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の取引によってこの法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

- 一 第 3 2 条第 1 項の理事
- 二 この法人がその取引をすることを決定した理事
- 三 その取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

( 損害賠償責任の免除 )

第 4 4 条 前条第 1 項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

( 責任の一部免除 )

第 4 5 条 前条の規定にかかわらず、この法人は、法人法第 1 9 8 条において準用する法人法第 1 1 1 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うとき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第 1 9 8 条において準用する法人法第 1 1 3 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

( 責任限定契約 )

第 4 6 条 この法人は、外部監事( 法人法第 1 9 8 条において準用する法人法第 1 1 5 条第 1 項に規定する外部監事をいう。 )の法人法第 1 9 8 条において準用する法人法第 1 1 1 条第 1 項の責任について、外部監事が職務を行うとき善意でかつ重大な過失がない場合は、金 1 0 万円以上であらかじめこの法人が定めた額と法人法第 1 9 8 条において準用する法人法第 1 1 3 条第 1 項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部監事と締結することができる。

2 前項の契約を締結した外部監事が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、会長は、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 法人法第198条において準用する法人法第113条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
- 二 契約の内容及び契約を締結した理由
- 三 第43条第1項の損害のうち、外部監事が賠償する責任を負わないとされた額（理事が自己のためにした取引に関する特則）

第47条 第32条第1項第2号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第43条第1項の責任は、任務を怠ったことがその理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

2 前2条の規定は、前項の責任については、適用しない。

（役員又は評議員の第三者に対する損害賠償責任）

第48条 役員又は評議員が職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員又は評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がそれらの行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告（法人法第199条において準用する法人法第128条第3項に規定する措置を含む。）

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員又は評議員の連帯責任）

第49条 役員又は評議員がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員又は評議員もこの損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

## 第7章 理事会

（構成）

第50条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限等）

第51条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び副会長の選定及び解職

- 四 事業計画及び収支予算に関する事項
  - 五 事業報告及び決算に関する事項
  - 六 その他法令及びこの定款に定める事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
  - 二 多額の借財
  - 三 事務長の選任及び解任
  - 四 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
  - 五 第45条の規定による第43条第1項の責任の免除  
(開催)

第52条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - 一 会長が必要と認めるとき。
  - 二 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
  - 三 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - 四 第37条第2項及び第3項により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第53条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。なお、会長に事故があるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的事項等を記載した書面をもって通知を発ししなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第54条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第55条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第56条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く。)には、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第57条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録等)

第58条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が欠席した場合は、出席した理事全員及び出席した監事が前項の議事録に記名押印する。

3 評議員は、この法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等(第1項の議事録又は第56条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)が書面をもって作成されているときは、その書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、この電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

## 第8章 会員

(会員)

第59条 この法人の会員は、次のいずれかに該当する者とする。

一 公立学校共済組合愛知支部に加入する組員(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の2に規定する任意継続組員を除く。)

二 その他、前号に準ずるものとして会長が理事会及び愛知県知事の承認を得た者

2 前項にかかわらず、会長は理事会及び愛知県知事の承認を経て、特別の事情がある者を除くことができる。

3 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、評議員会で別に定める掛金を納入しなければならない。

4 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第60条 この法人の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務長、副事務長、事務長補佐及び必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 第10章 委員会

### (委員会)

第61条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の設置目的、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第62条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第11条の規定の変更についても適用する。

### (解散)

第63条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第64条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

第65条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報による。

## 第13章 雑則

### (委任)

第66条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例財団法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長(代表理事)は野村道朗とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

木村 博彦  
寺崎 敏博  
石川 清二  
杉山 美津夫  
花田 善太郎  
松原 大  
野田 信行  
駒木 正清  
伊佐地 修一  
三好 裕  
河野 義人  
中嶋 覚  
北條 泰親  
杉浦 章司

5 この定款施行の際、現に財団法人愛知県教育職員互助会の会員又は職員にあるものは、引き続き会員又は職員とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
預貯金	10,000,000円